

令和8年度DX支援機関連携促進事業補助金  
企画提案に係る質問及び回答

令和8年5月12日

令和8年4月23日から令和8年5月8日までに頂きましたご質問について、以下のとおり回答いたします。

No	件名	質問内容	回答
1	参加申し込み書類【様式7】について	類似事業実績の記載について、「2 採択及び申請じぎょうの概要」の事業制度名に記載する内容は、3行目の事業名とは同一になりますでしょうか？自治体を実施している事業については、制度名＝事業名となっており、記載する内容として正しい内容をお教えください。	以下の通りご記載ください。 事業制度名：「〇〇補助金」のように、制度の正式名称をご記載ください。 事業名：上記制度の中で、実際に貴社が採択され実施した事業名称（プロジェクト名）をご記載ください。 なお、「制度名」と「事業名」が同一である場合には、両方の欄に同じ名称を記載いただいても差し支えございません。
2	6 応募書類等 イ 添付書類の(ケ)について	「労働保険に加入していることが確認できる書類」ということですが、(例)に記載されている内容等とあるため、毎年労働保険料を申告している書類でも問題ないでしょうか？	応募要領「6 応募書類等」に記載のとおり、労働保険に加入していることが確認できる書類として、「応募申請日直近の、労働保険料の納入が済んだことがわかる書類の写し」を求めています。 ご質問の申告書類について、労働保険料の納入が確認できるものであれば、差し支えございません。

3	6 応募書類等 イ 添付書類の(サ)について	<p>応募時点で、応募者（コンソーシアムの代表者）が以下の認証等を受けている場合とありますが、コンソーシアムメンバーの企業が認定を受けている場合は、提出はできない＝評価されないという認識でよろしいでしょうか？それとも提出はした方がよろしいでしょうか？</p>	<p>ご認識のとおり、政策加点の対象となるのは「コンソーシアムの代表者」が認証等を受けている場合のみです。</p> <p>そのため、構成員が認証を受けている場合は加点対象とはならず、関係書類のご提出も不要となります。</p>
4	コンソーシアムメンバー及び企画提案書について	<p>企画提案書の提出期限を踏まえて、現時点でコンソーシアムメンバーに入れる事が出来ない（合意が取れない）場合がございます。その場合に、企画提案書内では、コンソーシアムメンバー相当の役割として、明記することは問題ないでしょうか？あくまでも提出時点のメンバーで事業遂行計画は作成しますが、一部再委託なども含めて、コンソーシアムメンバーに入れる予定であった企業との連携を記載したいという意図です。</p> <p>また、提案書上には、記載が問題無い場合に、審査会のプレゼン時に同席することも問題無いでしょうか？</p>	<p>企画提案書において、現時点で合意に至っていない企業を「コンソーシアム外の連携先（再委託先等）」として記載いただくことは可能です。</p> <p>ただし、本事業の申請にあたっては、必ず2者以上の構成員によるコンソーシアムを形成することが必須要件となっているため、ご質問の企業があくまで「3者目以降の協力先」という前提の回答になります。</p> <p>なお、プレゼンテーション審査に参加できるのは、コンソーシアムの代表事業者および構成員の担当者に限られており、外部の連携先や再委託予定先など、構成員以外の同席は認められません。</p>

5	本店または主たる事業所の定義に関して	弊社は大阪に本店、那覇市に支店を令和7年8月より構えております。那覇市の事業所は支店ではあるものの、現在弊社のクライアント数としては沖縄県が最多であり、事業者および商工会との事業上の関係も沖縄県が最多であります。このような状況のため、弊社の主たる事業所は沖縄県であると認識しており、本事業への参加資格を満たしている認識ですが、齟齬ございませんでしょうか？	<p>「本店または主たる事務所」とは、法人の場合、原則として登記簿上の「本店」を指します。</p> <p>つきましては、貴社は当該要件を満たさないため、コンソーシアムの「代表者」としての申請は不可になります。</p> <p>一方で、コンソーシアムの「構成員」として参画いただくことは可能ですので、要件を満たす他事業者を代表者とするかたちでの申請をご検討ください。</p>
6	決算書の提出年度に関して	弊社は令和6年6月に登記をしており、決算期は5月1日～4月30日となっております。そのため、決算書に関して令和6年度の1期分のみしか存在しておりません（令和7年度は現在決算対応中です）。そのような場合は令和6年度分の決算書を提出し、令和7年度分は最新の残高試算表などの提出で代替可能でしょうか？	<p>ご認識のとおり、登記後間もない等の理由により3期分の決算が完了していない場合は、提出可能な直近の決算報告書（第1期分）をご提出ください。</p> <p>また、現在決算対応中である最新年度（令和7年度）分につきましても、現時点での状況を確認できる残高試算表等の提出をもって代替いただいで差し支えございません。</p>